

横浜市鶴見区民文化センター受付防犯カメラ運用基準

令和 7年3月14日制定

（趣旨）

第1条 この基準は、株式会社神奈川共立が代表企業をつとめる横浜市鶴見区民文化センター（指定管理者 神奈川共立・ハリマビシステム共同事業体）の指定管理業務において受付窓口での犯罪の予防及びカスタマーハラスメントの対応に使用する顧客対応を記録する録画録音カメラ（以下「受付防犯カメラ」）の運用について、平成18年5月に制定された「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に則り、必要な事項を定める。

2 施設に設置した受付防犯カメラを運用するに際しては、その設置目的を適正かつ効果的に達成するように努めるとともに、自己の映像および音声を記録された者の権利保護を図らなければならない。

（用語）

第2条 この基準において、受付防犯カメラとは犯罪の予防・カスタマーハラスメントの対応に使用することを目的として 特定の場所に常設するカメラで、録画録音のために必要な関連機器で構成される装置をいう。

（受付防犯カメラ管理責任者及び受付防犯カメラ扱い担当者）

第3条 施設における受付防犯カメラの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、受付防犯カメラを設置する各施設に受付防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という）を置くものとし、館長をこれに充てる。また受付防犯カメラ管理責任者の補佐として、受付防犯カメラ扱い担当者に施設管理責任者を充てる。

（受付防犯カメラの設置に係る措置）

第4条 管理責任者は受付防犯カメラを設置するに際し、次の措置を講じなければならない。

（1）利用者の権利保護を図るために、受付防犯カメラの記録対象区域を設置目的の達成に必要最小限の範囲となるように調整すること。

（2）受付防犯カメラ記録対象区域の見やすい場所に、受付防犯カメラを設置している旨を表示すること。

（3）表示機器及び録画録音機材の設置場所については、管理責任者の許可を得たもの以外の立ち入りを禁止する等の措置を講じ、記録の外部漏えい等を防止すること。

（委託に係る措置）

第5条 管理責任者は防犯カメラの運用に係る業務を、株式会社神奈川共立以外のものに委託することができる。ただし、その場合においては、受託者との委託契約等によって、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び規則の規定に基づく個人情報保護措置の履行を義務付けるとともに、随時立入検査を実施し、検査結果を記録しなければならない。

（記録等の保管・取扱い）

第6条 管理責任者は受付防犯カメラによって撮影された映像音声（以下「記録」という）及び映像音声を収録した記録媒体（以下「記録媒体」という）について、次の措置を講じなければならない。

(1) 記録及び記録媒体の取扱者を定めるとともに、記録及び記録媒体にアクセスできる者を限定すること。

(2) 記録及び記録媒体の保管期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間）を定め、当該期間経過後は速やかに記録の消去又は記録媒体の破砕等の処理を行うこと。

(3) 記録を撮影時の状態のままで保管すること。

(4) 記録媒体の表示機器及び録画録音機材設置場所外への持ち出しを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により管理責任者が許可した場合はこの限りでない。

(5) その他、記録及び記録媒体の不正利用・外部流出・改ざん及び逸失等を防止するために必要な措置を講ずること。

（目的外利用及び外部提供）

第7条 記録及び記録媒体の内容は公開してはならない。ただし、記録から識別される特定の個人（以下「本人」という）の同意がある場合又は法令に規定がある場合は、管理責任者は記録及び記録媒体を設置目的以外の目的に利用し又は第三者に提供することができる。

2 管理責任者は前項の規定により記録及び記録媒体を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しようとするときは、あらかじめ担当行政機関および株式会社神奈川共立と協議しなければならない。

（開示請求）

第8条 管理責任者は本人から記録の開示についての求めがあったときは、個人情報保護法・規則その他関係法令の規定に基づき所定の手続を行わなければならない

（苦情処理）

第9条 管理責任者は区民等から受付防犯カメラの設置・運用等に関する苦情等を受けたときは、速やかに対応し適切な措置を講じなければならない。

（委任）

第10条 本基準に定めのない事項については、管理責任者が鶴見区地域振興課と協議して定める。

付則

この基準は、令和7年3月20日から適用する。

付則

この基準は、令和7年3月20日から施行する。